フロ ン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 基本原則 の追加 (新第二条の二関係

基本原則として、以下の内容を規定すること。

- フロン類代替物質を冷媒その他の用途に使用するために必要な技術の早期の普及を図ること。

可能な限り、令和三十二年までに、フロン類の大気中への排出がなくなることを目指すこと。

- $\equiv$ フロ ン類使用製品に使用されているフロン類の再生等フロン類の循環的な利用を進めること。
- 兀  $\mathcal{O}$ 確実な回収及び破壊の実施その他 フロ ン類使用製品 の使用等に際してのフロン類の漏えい のフロ ン類の適切な管理を行うこと。 の防止、 冷媒として充塡されているフロ ン類

第二 指針 の策定 (第三条関係

主務大臣は、 フロ ン類の管理の適正化に関する指針を定めるに当たっては、 第一の基本原則にのっとっ

たものとすること。

第三 検討条項の追加 (附則第四条関係)

政府は、この法律の施行後五年を目途として、 フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制の状況

を踏まえつつ、フロン類使用製品の製造及び輸入の禁止その他の規制をすること、フロン類使用製品の製

造又は輸入を業として行う者に対して経済的な負担を課すことその他のフロン類の使用の抑制及びフロン

類の排出の抑制のために必要な措置の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるこ

کی

第四 その他

その他所要の規定を整備すること。